

議案第8号

南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例

南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月2日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第20号）により、南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(南風原町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 南風原町個人情報保護条例(平成13年南風原町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項第3号及び第29条第1項第3号中「第28条」を「第29条」に改める。

(南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年南風原町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第24条に第4項を加える改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

附則中「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に規定する規定の施行の日」を「平成29年5月30日」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。